



新座市告示第 256 号

新座市高効率照明機器設置費補助金交付要綱（令和 5 年新座市告示第 286 号）
の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 3 日

新座市長 並 木 傑



次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(交付申請) 第 6 条 [略] 2 前項の申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする日の属する年度の <u>12 月 10 日</u> とする。	(交付申請) 第 6 条 [略] 2 前項の申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする日の属する年度の <u>10 月末日</u> とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。